

鹿 児 島 県 公 報

平成20年 8 月 8 日（金）第2418号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共 1 箇月2,650円

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

告 示

- 救急病院等の認定 (保健医療福祉課取扱い) 1
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止（2件） (介護保険課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止 (介護保険課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定の辞退（2件） (介護保険課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止（2件） (介護保険課取扱い) 4
- 農地保有合理化事業規程の変更の承認 (経営技術課取扱い) 5
- 保安林の指定予定 (森林整備課取扱い) 5
- 保安林の指定の解除予定 (森林整備課取扱い) 5
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可 (漁港漁場課取扱い) 6
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 7
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 7
- 都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 7
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (都市計画課取扱い) 8
- 軽油引取税の特約業者の指定の取消し (鹿児島地域振興局取扱い) 9

公 告

- 平成20年度クリーニング師試験公告 (生活衛生課取扱い) 9
- 一般競争入札公告（2件） (かごしま県民交流センター取扱い) 11
- (会計課取扱い) 13

公 安 委 員 会 公 告

- 警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告 (生活安全企画課取扱い) 15

正 誤

- 鹿児島県公報第2380号の2（平成20年3月28日付け）の一部訂正 (森林整備課取扱い) 18
- 鹿児島県公報第2380号の11（平成20年3月28日付け）の一部訂正（※） (県立病院課取扱い) 18

告 示

鹿児島県告示第1221号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成20年 8 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
宮上病院	大島郡徳之島町亀津7268番地

2 認定の有効期限

平成23年 8 月17日

鹿児島県告示第1222号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成20年 8 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地			
みゆきクリニック	日置市日吉町日置390番地1号	坪内 みゆき	平成20年 3月31日	通所リハビリテーション

鹿児島県告示第1223号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成20年 8 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
すずらんの里訪問入浴介護事業所	大口市宮人463番地30	社会福祉法人大一会	大口市宮人463番地30	大保 一郎	平成20年 3月25日	訪問入浴介護
訪問看護ステーション優	指宿市大牟礼一丁目32番24号	医療法人柏木会	指宿市大牟礼一丁目32番24号	福元 良英	平成20年 3月26日	訪問看護
聖園訪問介護事業所	阿久根市波留550	社会福祉法人聖心の布教姉妹会	神奈川県藤沢市本藤沢三丁目4番19号	後藤 澄子	平成20年 3月31日	訪問介護
鹿児島県介護24時間センター訪問介護	鹿児島市加治屋町1-16	株式会社鹿児島県介護24時間センター	鹿児島市加治屋町1-16	中野三千年	平成20年 3月31日	訪問介護
なぎさ園訪問介護事業所	奄美市名瀬大字朝仁481番地	社会福祉法人奄美市社会福祉事業団	奄美市名瀬柳町6番1号	平田 隆義	平成20年 3月31日	訪問介護
社会福祉法人秋津会らくらく介護園	大島郡徳之島町亀徳小郷1637番1	社会福祉法人秋津会	大島郡徳之島町亀徳小郷1637番1	名城 忍	平成20年 3月31日	訪問介護
旭ヶ丘園訪問入浴事業	鹿児島市平川町1382番地	社会福祉法人旭生会	鹿児島市平川町1382番地	園田 修光	平成20年 3月31日	訪問入浴介護
甲東訪問看護ステーション	鹿児島市堀江町15番3号	医療法人玉昌会	鹿児島市堀江町5番1号	高田 昌実	平成20年 3月31日	訪問看護
圭裕訪問看護ステーション暖暖	指宿市大牟礼三丁目24番8号	医療法人圭裕会	指宿市大牟礼三丁目24番15号	南 幸弘	平成20年 3月31日	訪問看護
そよ風鶴田訪問看護ステーション	薩摩郡さつま町鶴田2691-1	医療法人杏政会	薩摩川内市横馬場町8番11号	高江 政伸	平成20年 3月31日	訪問看護
訪問看護ステーションしらゆり	大島郡和泊町手々知名781番地	社会福祉法人鹿児島黒潮会	大島郡和泊町手々知名781番地	山岸 秋光	平成20年 3月31日	訪問看護
喜界町老人デイサービスセンタ	大島郡喜界町小野津850-1	喜界町	大島郡喜界町湾1746番地	加藤 啓雄	平成20年 3月31日	通所介護

一潮観園						
厚地リハビリテーション病院	鹿児島市東郡元町11-6	医療法人慈風会	鹿児島市東千石町4-13	厚地 政幸	平成20年 3月31日	通所リハビリテーション
聖園老人ホーム	阿久根市波留550	社会福祉法人聖心の布教師妹会	神奈川県藤沢市本藤沢三丁目4番19号	後藤 澄子	平成20年 3月31日	特定施設 入居者生活介護
養護老人ホーム 奄美市立なぎさ園	奄美市名瀬大字朝仁481番地	社会福祉法人奄美市社会福祉事業団	奄美市名瀬柳町6番1号	平田 隆義	平成20年 3月31日	特定施設 入居者生活介護
大同医科器械株式会社	鹿児島市西千石町12番11号	大同医科器械株式会社	鹿児島市西千石町12番11号	中島 廣行	平成20年 3月31日	福祉用具貸与
株式会社山川屋	出水郡長島町鷹巣710-3	株式会社山川屋	出水郡長島町鷹巣710-3	村尾 芳子	平成20年 3月31日	福祉用具貸与

鹿児島県告示第1224号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成20年 8 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅介護支援事業者			廃止年月日
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
居宅介護支援事業所城西訪問看護ステーション	鹿児島市西田一丁目16番1号	医療法人慈恵会	鹿児島市西田一丁目16番1号	土橋 苑子	平成20年 3月31日
株式会社プログレス	鹿児島市川上町1902番地5	株式会社プログレス	鹿児島市川上町1902番地5	森田 繁美	平成20年 4月25日
上原居宅介護支援事業所	鹿児島市山田町73番地5	有限会社ユニティ	鹿児島市山田町223	上原 裕子	平成20年 4月30日
恵光園居宅介護支援事業所	垂水市本城221番地	社会福祉法人長和会	垂水市本城221番地	山口 正之	平成20年 5月31日
椎原会指定居宅介護支援事業所	南さつま市加世田内山田2510番地	社会福祉法人椎原会	南さつま市加世田内山田2510番地	中川原三和子	平成20年 6月1日

鹿児島県告示第1225号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定の辞退について届出があった。

平成20年 8 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

施設		指定介護療養型医療施設の開設者			辞退年月日
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
医療法人友志会桑波田内科	鹿児島市玉里団地二丁目5の1	医療法人友志会	鹿児島市玉里団地二丁目5の1	桑波田友三郎	平成20年 3月31日
南かごしま日高病院	鹿児島市宇宿一丁目3番10号	医療法人日章会	鹿児島市宇宿一丁目3番10号	山本 英彦	平成20年 3月31日
整形外科松元病院	大口市里491番地2	医療法人恵明会	大口市里491番地2	松元 博美	平成20年 3月31日
南さつま中央クリ	南さつま市加世田	医療法人南さつま	南さつま市加世田	楠元 慶明	平成20年

ニック	本町37番地 2	中央病院	本町37番地 4		3 月 31 日
伊敷台内科	鹿児島市伊敷台四 丁目 7 番 17 号	医療法人誠康会	鹿児島市伊敷台四 丁目 7 番 17 号	山田 誠 一 郎	平成 20 年 6 月 19 日

鹿児島県告示第1226号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設から次のとおり指定の辞退について届出があった。

平成20年 8 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

施 設		指定介護療養 型医療施設の 開設者の氏名	辞退年月 日
名 称	所 在 地		
上山整形外科	鹿児島市上竜尾町 4 - 3	上山 秀隆	平成20年 3 月 31 日

鹿児島県告示第1227号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の 5 の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成20年 8 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		指定介護予防サー ビス事業者の氏名	廃止年月 日	サービスの 種類
名 称	所 在 地			
みゆきクリニック	日置市日吉町日置390番地 1 号	坪内 みゆき	平成 20 年 3 月 31 日	介護予防通 所リハビリ テーション

鹿児島県告示第1228号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115条の 5 の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成20年 8 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月 日	サービスの 種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
訪問看護ステーション優	指宿市大牟礼一 丁目32番24号	医療法人柏木会	指宿市大牟礼一 丁目32番24号	福元 良英	平成20年 3 月 26 日	介護予防 訪問看護
聖園訪問介護事業所	阿久根市波留 550	社会福祉法人聖 心の布教師妹会	神奈川県藤沢市 本藤沢三丁目 4 番 19 号	後藤 澄子	平成20年 3 月 31 日	介護予防 訪問介護
なぎさ園訪問介護事業所	奄美市名瀬大字 朝仁481番地	社会福祉法人奄 美市社会福祉事 業団	奄美市名瀬柳町 6 番 1 号	平田 隆義	平成20年 3 月 31 日	介護予防 訪問介護
喜界町老人デイサービスセンター潮観園	大島郡喜界町小 野津850-1	喜界町	大島郡喜界町湾 1746番地	加藤 啓雄	平成20年 3 月 31 日	介護予防 通所介護
聖園老人ホーム	阿久根市波留 550	社会福祉法人聖 心の布教師妹会	神奈川県藤沢市 本藤沢三丁目 4 番 19 号	後藤 澄子	平成20年 3 月 31 日	介護予防 特定施設 入居者生 活介護

養護老人ホーム 奄美市立なぎさ 園	奄美市名瀬大字 朝仁481番地	社会福祉法人奄 美市社会福祉事 業団	奄美市名瀬柳町 6 番 1 号	平田 隆義	平成20年 3 月 31 日	介護予防 特定施設 入居者生 活介護
-------------------------	--------------------	--------------------------	--------------------	-------	-------------------	-----------------------------

鹿児島県告示第1229号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により、その鹿児島農業協同組合の農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認した。

平成20年 8 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 変更に係る農地保有合理化事業の種類
 - (1) 農地売買等事業
 - (2) 研修等事業
- 2 変更の内容
 - (1) 農用地等の貸付けの相手方に関する基準の緩和
 - (2) 研修対象者のうち新規就農希望者（農業後継者を含む。）に関する年齢要件の廃止
- 3 承認の年月日

平成20年 7 月 29 日

鹿児島県告示第1230号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成20年 8 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所

肝属郡錦江町神川字城841番
- 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県林務水産部森林整備課及び錦江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1231号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成20年 8 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所

霧島市横川町下ノ字大崩2860番136
- 2 保安林として指定された目的

水源のかん養
- 3 解除の理由

用排水路用地とするため

鹿児島県告示第1232号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成20年8月8日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 しゅん功認可年月日

平成20年7月31日

2 しゅん功認可を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

3 埋立区域

(1) 位置

出水郡長島町平尾字棧敷瀬1587番3及び同字1569番3並びにこれらの土地と同字1584番3に接する公共空地の地先公有水面

(2) 区域

次の点1の地点から点24の地点までを順次に直線で結んだ線、点24の地点と点25の地点を結ぶ平成14年の秋分の日満潮位（D. L. +3.6m）における公有水面と柳迫護岸との境界線、点25の地点と点26の地点を結ぶ平成14年の秋分の日満潮位（D. L. +3.6m）における公有水面と陸地との境界線及び点26の地点と点27の地点を直線で結んだ線並びに点27の地点と点1の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

点1 茅屋漁港原点（北緯32度12分42秒82，東経130度07分36秒82）から31度05分37秒188.4メートルの地点

点2 点1から326度14分37秒14.50メートルの地点

点3 点2から56度14分37秒1.00メートルの地点

点4 点3から326度14分37秒15.00メートルの地点

点5 点4から236度14分37秒1.00メートルの地点

点6 点5から326度14分37秒2.70メートルの地点

点7 点6から56度14分37秒1.00メートルの地点

点8 点7から326度14分37秒4.55メートルの地点

点9 点8から236度14分37秒1.00メートルの地点

点10 点9から326度14分37秒2.70メートルの地点

点11 点10から56度14分37秒1.00メートルの地点

点12 点11から326度14分37秒15.00メートルの地点

点13 点12から236度14分37秒1.00メートルの地点

点14 点13から326度14分37秒2.70メートルの地点

点15 点14から56度14分37秒1.00メートルの地点

点16 点15から326度14分37秒4.55メートルの地点

点17 点16から236度14分37秒1.00メートルの地点

点18 点17から326度14分37秒2.70メートルの地点

点19 点18から56度14分37秒1.00メートルの地点

点20 点19から326度14分37秒29.36メートルの地点

点21 点20から56度14分37秒14.96メートルの地点

点22 点21から326度14分37秒0.60メートルの地点

点23 点22から56度14分37秒13.81メートルの地点

点24 点23から146度14分37秒4.80メートルの地点

点25 点24から145度41分53秒78.00メートルの地点

点26 点25から149度26分11秒7.20メートルの地点

点27 点26から146度14分37秒4.50メートルの地点

(3) 面積

- 3, 275. 62平方メートル
- 4 埋立地の用途
漁港施設用地
- 5 埋立免許年月日及び番号
平成16年 5 月11日
指令漁港第82号
- 6 公有水面埋立法第22条第 3 項の規定により関係図書を閲覧に供する市町村
長島町

鹿児島県告示第1233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成20年 8 月 8 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 8 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	226号	南九州市顚娃町郡字谷9871番 3 地先から同市顚娃町郡字上鬼ノ口9935番 1 地先まで	前	15.0～22.4	71.4
			後	15.0～25.0	71.4
県道	飯山喜入線	南九州市顚娃町牧之内字木戸峠14478番 6 地先から指宿市池田字海道原7131番地先まで	前	5.5～15.4	580.4
			後	10.2～22.8	574.0

鹿児島県告示第1234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成20年 8 月 8 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 8 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
国道	226号	南九州市顚娃町郡字谷9871番 3 地先から同市顚娃町郡字上鬼ノ口9935番 1 地先まで	平成20年 8 月 8 日
県道	飯山喜入線	南九州市顚娃町牧之内字木戸峠14478番 6 地先から指宿市池田字海道原7131番地先まで	

鹿児島県告示第1235号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により出水市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成20年 8 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 出水都市計画下水道
- (2) 名称 出水市公共下水道
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第1236号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成20年 8 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 施行者の名称

霧島市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 国分都市計画及び隼人都市計画下水道事業
- (2) 名称 国分隼人公共下水道

3 事業施行期間

平成2年1月26日から平成28年3月31日まで（変更前平成21年3月31日まで）

4 事業地**(1) 収用の部分**

平成2年1月26日鹿児島県告示第170号、平成7年9月11日鹿児島県告示第1475号、平成8年3月29日鹿児島県告示第657号、平成9年6月20日鹿児島県告示第934号、平成11年7月6日鹿児島県告示第1004号及び平成13年7月17日鹿児島県告示第1058号の事業地のうち国分市中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、中央五丁目、中央六丁目、広瀬一丁目、広瀬二丁目、広瀬三丁目、広瀬四丁目、松木町、福島一丁目、福島二丁目、福島三丁目、野口東、松木東、山下町、名波町、野口町、大字府中字下川跡、字鼻面及び字土器川原、大字向花字土器川原、字流合、字江後、字下土器川原、字天神坊及び字島森、大字松木字宮畑、字松原、字前川原、字生道及び字向川原、大字福島字本川、字新田、字山下、字古川、字樋ノ本、字丸池及び字宮前、大字広瀬字小波止一番、字西山之下、字山之口下、字会所下、字毘沙門、字宮前及び字高岸、大字上井字水之下及び字一條、大字下井字出水畑及び字銅田、大字湊字源ヶ島、字鎮田、字大国前、字本船手、字国丸、字十二割及び字砂ヶ町、大字上小川字川添、字下田、字大ノ丸、字本池、字市ノ丸、字西ノ丸、字拝田、字宮田、字宮下、字羽山、字藺田、字堀場、字札建、字神田、字前田、字堀切、字中屋敷、字森ノ木、字島田、字上川原、字水流、字龍川、字五反田、字高田、字池ノ上、字榎川原及び字船着並びに大字野口字大丸、隼人町内山田一丁目、内山田二丁目、内山田四丁目、大字真孝字桜馬場、字東真孝、字東天井、字御厩、字大里、字御里、字児玉馬場、字船圀、字鶴牟田、字後田、字前田、字納屋町、字中真孝、字鋤崎、字小大園、字上林田、字大宝、字山王上、字国見、字山王馬場、字西馬場、字大園、字中馬場及び字宇都馬場、大字住吉字小村境、字葉師免、字大野原、字京塚、字境畑、字寺原、字犬迫馬場、字川尻、字西原、字石小積、字御油田、字龍波見、字東高岳、字東原、字式小塚、字新川口、字中川原、字住吉崎、字千鳥瀬、字東ノ下、字四方鏡及び字中洲、大字見次字将小路、字土手合、字川尻、字ヤケミト、字寺ノ前、字石水道口、字石水道尻、字真孝免、字水玉利、字シク後、字中原及び字中島、大字内山田字落尻並びに大字小田字塚ノ下、字塚原、字上笛吹、字下笛吹及び字塚分を削り、同事業地に霧島市大字国分松木字西越倉を加える。

(2) 使用の部分

平成2年1月26日鹿児島県告示第170号、平成7年9月11日鹿児島県告示第1475号、平成8年3月29日鹿児島県告示第657号、平成9年6月20日鹿児島県告示第934号、平成11年7月6日鹿児島県告示第1004号及び平成13年7月17日鹿児島県告示第1058号の事業地に霧島市国分中央一丁目、国分中央二丁目、国分中央三丁目、国分中央四丁目、国分中央五丁目、国分中央六丁目、国分広瀬一丁目、国分広瀬二丁目、国分広瀬三丁目、国分広瀬四丁目、国分松木町、国分福島一丁目、国分福島二丁目、国分福島三丁目、国分野口北、国分

野口東, 国分松木東, 国分山下町, 国分名波町, 国分野口町, 国分野口西, 国分城山町, 隼人町内山田一丁目, 隼人町内山田二丁目, 隼人町内山田四丁目, 隼人町神宮一丁目, 隼人町神宮二丁目, 隼人町神宮六丁目, 大字国分府中宇下川跡, 字鼻面及び字土器川原, 大字国分松木宇宮畑, 字松原, 字前川原, 字生道, 字向川原, 字下八反田, 字西越倉及び字鶴園, 大字国分福島字本川, 字新田, 字山下, 字古川, 字樋ノ本, 字丸池及び字宮前, 大字国分広瀬字山之口沖, 字小波止一番, 字西山之下, 字山之口下, 字会所下, 字毘沙門, 字宮前, 字羽子田及び字高岸, 大字国分上井字水之下及び字一條, 大字国分下井字出水畑及び字銅田, 大字国分湊字源ヶ島, 字鎮田, 字大国前, 字本船手, 字国丸, 字十二割及び字砂ヶ町, 大字国分上小川字川添, 字下田, 字大ノ丸, 字本池, 字市ノ丸, 字西ノ丸, 字拝田, 字宮田, 字宮下, 字羽山, 字藺田, 字堀場, 字札建, 字神田, 字前田, 字堀切, 字中屋敷, 字森ノ木, 字島田, 字上川原, 字水流, 字龍川, 字五反田, 字高田, 字池ノ上, 字榎川原及び字船着, 大字国分野口字大丸, 大字隼人町真孝字桜馬場, 字東真孝, 字東天井, 字大里, 字御厩, 字御里, 字児玉馬場, 字船岡, 字鶴牟田, 字後田, 字前田, 字納屋町, 字中真孝, 字鋤崎, 字小大園, 字上林田, 字大宝, 字山王上, 字国見, 字山王馬場, 字西馬場, 字大園, 字中馬場及び字宇都馬場, 大字隼人町住吉字小村境, 字薬師免, 字大野原, 字京塚, 字境畑, 字寺原, 字犬迫馬場, 字川尻, 字西原, 字石小積, 字御油田, 字龍波見, 字東高岸, 字東原, 字式小塚, 字新川口, 字中川原, 字住吉崎, 字千鳥瀬, 字東ノ下, 字四方境, 字中洲, 字向川原, 字西高岸及び字上川原, 大字隼人町見次字塚小路, 字土手合, 字川尻, 字ヤケミト, 字寺ノ前, 字石水道口, 字石水道尻, 字真孝免, 字水玉利, 字シク後, 字中原, 字中島, 字菩提寺ノ前, 字貝坪, 字高免, 字菩提, 字須ノ木, 字佛師田, 字水分, 字土取窪, 字西雨ヶ迫, 字東雨ヶ迫及び字新開, 大字隼人町内山田字落尻及び字外堀並びに大字隼人町小田字塚ノ下, 字塚原, 字上笛吹, 字下笛吹及び字塚分を加える。

鹿児島地域振興局告示第38号

鹿児島県税条例(昭和38年鹿児島県条例第23号)第132条の4第3項の規定により, 軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成20年 8 月 8 日

鹿児島地域振興局長 庭田 清和

特約業者の名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
有限会社南九商事	中馬 秋乃	鹿児島市下伊敷三丁目22番8号	平成20年7月1日

公 告

平成20年度クリーニング師試験公告

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定により, 平成20年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成20年 8 月 8 日

鹿児島県知事 伊藤 祐一郎

1 試験の期日及び場所

(1) 学科試験

ア 期日 平成20年11月9日(日)午前10時30分から

イ 場所 サンエールかごしま(鹿児島市荒田一丁目4番1号)

(2) 実地試験

ア 期日 平成20年11月9日(日)午後1時30分から

イ 場所 鹿児島県クリーニング会館(鹿児島市高麗町27番22号)

2 試験の科目

(1) 学科試験

- ア 衛生法規に関する知識
- イ 公衆衛生に関する知識
- ウ 洗濯物の処理に関する知識
- (2) 実地試験
 - 洗濯物の処理に関する技能（繊維選別、薬品鑑別及び仕上げ）
- 3 受験資格
 - 次の各号のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者
 - (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終わった者又はクリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項の規定によりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- 4 受験手数料
 - 7,200円
- 5 受験手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 受験願書
 - イ 履歴書
 - ウ 受験資格を有することを証明する書類
 - エ 写真（出願前6月以内に撮影した脱帽正面上半身像の手札形（縦5センチメートル、横4センチメートル）のもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
 - 注 提出書類が写しである場合又は受験願書と卒業証書等の氏名が異なる場合は、書類提出先の担当職員に原本、戸籍抄本等を提示し、当該提出書類に原本又は本人と相違ない旨の記載と確認印を受けること。
 - (2) 提出書類等の提出先
 - ア 県内に居住する者
 - 受験希望者の居住地を管轄する保健所（指宿保健所の管轄する区域に居住する者にあつては加世田保健所、出水保健所の管轄する区域に居住する者にあつては川薩保健所、大口保健所の管轄する区域に居住する者にあつては始良保健所、志布志保健所の管轄する区域に居住する者にあつては鹿屋保健所）
 - イ 県外に居住する者
 - 鹿児島県保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）
 - (3) 受験手数料の納付方法
 - 受験願書提出の際、鹿児島県収入証紙により納付すること。ただし、県外居住の受験希望者で郵便により受験願書を提出するものにあつては、現金を当該郵便に同封することで鹿児島県収入証紙に代えることができる。
 - なお、提出書類等を受理した後は、受験手数料は返還しない。
- 6 提出書類等の受付期間
 - 平成20年9月10日（水）から同月30日（火）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
 - なお、郵送の場合は、平成20年9月30日の消印のあるものまで受け付ける。
- 7 受験願書の用紙の交付
 - 受験願書の用紙は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課及び各保健所（指宿保健所、出水保健所、大口保健所及び志布志保健所を除く。）において交付する。
 - なお、同用紙を郵便により請求するときは、あて先及び郵便番号を明記し、120円分の切手をはった返信用封筒（縦33.2センチメートル、横24センチメートル（角形2号））を同封すること。
- 8 合格者の発表
 - 合格者に対し、郵便により通知して行ふ。
- 9 その他

- (1) 試験に関する照会は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（電話 099-286-2784）又は各保健所（指宿保健所、出水保健所、大口保健所及び志布志保健所を除く。）に対して行うこと。
- (2) 書類提出上の注意
 - ア 住所は、詳細に記入すること。
 - イ 本籍地都道府県名、氏名及び生年月日は、戸籍記載のとおり記入すること。
 - ウ 提出書類等を郵送する場合は、必ず書留郵便（現金を同封する場合にあっては、現金書留郵便）によるものとし、その表に「クリーニング師試験受験願書在中」と朱書すること。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成20年 8 月 8 日

かごしま県民交流センター副館長 川野拓郎

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量
かごしま県民交流センターシステムファイアウォール本体 一式
- (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成20年 9 月16日
- (4) 納入場所
かごしま県民交流センター1階情報管理室

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を、平成20年 8 月20日午後5時15分までに3の(2)の提出場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。
なお、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札の方法等

- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札の日時及び場所
 - ア 日時 平成20年 8 月27日午前10時30分
 - イ 場所 かごしま県民交流センター東棟3階大研修室第2
鹿児島市山下町14番50号
- (3) 入札説明書
 - ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
 - イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
 - ㊦ 交付場所 かごしま県民交流センター県民交流課
鹿児島市山下町14番50号

(イ) 交付期限 平成20年 8 月12日午後 5 時15分

4 契約条項を示す場所及び期限

3 の(3)のイに同じ。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去 2 箇年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

6 入札の無効

次の(1)から(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

(5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

(6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

(7) 送付、電報又は電送の方法による入札

(8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

(9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

7 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

8 最低制限価格

設定しない。

9 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しな

ければならない。

10 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問い合わせ先

かごしま県民交流センター県民交流課

鹿児島市山下町14番50号 郵便番号 892-0819

電話番号 099-221-6602

ファックス番号 099-221-6640

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成20年 8 月 8 日

鹿児島県警察本部長 藤山雄治

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等の名称及び数量
高速通信ネットワークシステム一式の賃貸借

- (2) 借入をする物品等の機能、性能等
入札説明書による。

- (3) 納入期限
平成21年 2 月28日

- (4) 納入場所
入札説明書による。

- (5) 借入期間
平成21年 3 月 1 日から平成27年 2 月28日まで

なお、本契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を平成20年 8 月29日午後 6 時15分までに、3の(2)の提出場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。

なお、提出した機能等証明書について説明を求められた時は、これに応じなければならない。

3 入札の方法等

- (1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札書の提出場所

鹿児島県警察本部警務部会計課

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566

- (3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」とい

う。)により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。)

(4) 入札書の提出期限

平成20年9月24日午後6時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年9月25日午前10時30分

イ 場所 鹿児島県警察本部警務部会計課入札室（警察庁舎3階）

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(イ) 交付場所 (2)に同じ

(イ) 交付期限 平成20年8月20日午後6時15分

4 契約条項を示す場所及び期限

3の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

5 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2か年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。)

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2か年の間に国（公団及び独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。)

7 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

(3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

(4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 8 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 9 最低制限価格
設定しない。
- 10 契約書案の提出
落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。
- 11 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問い合わせ先
鹿児島県警察本部警務部会計課調度係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566
電話番号 099-206-0110（内線2231）
ファックス番号 099-206-5560
- 12 その他
この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 13 SUMMARY
- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
A lease of Broadband (High-speed communications) Network System
- (2) DELIVERY PERIOD:
28 February 2009
- (3) DELIVERY PLACE:
As shown in the specification book
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
6:15 p.m. 24 September 2008
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Accounting Division
Police Administration Department
Kagoshima Prefectural Police Headquarters
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan
TEL 099-206-0110(ext.2231)
FAX 099-206-5560

公安委員会公告

警備員指導教育責任者講習（新規・追加取得講習）実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条の規定に基づく法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

平成20年8月8日

鹿児島県公安委員会委員長 尾前喜八郎

1 講習に係る警備業務の区分

法第2条第1項第3号に規定する警備業務

2 講習の種別及び実施期間

(1) 新規取得講習

平成20年9月29日（月）から同年10月3日（金）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）

(2) 追加取得講習

平成20年10月2日（木）から同月3日（金）まで（講習時間は、午前8時30分から午後5時まで）

3 講習の実施場所

鹿児島県住宅供給公社ビル1階中会議室（鹿児島市新屋敷町16番－117号）

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかの条件に該当するもの

ア 最近5年間に1の警備業務の区分（以下「3号」という。）の警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込日において、3号以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者（旧資格者証の交付を受けている者を除く。）で、警備業務に係る県内の営業所に属するもの又は県内に居住するもののうち、次のいずれかの条件に該当するもの

ア 最近5年間に3号に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定（3号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

エ 旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（3号に係るものに限る。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

5 受講定員

(1) 新規取得講習

15人（受付先着順とする。）

(2) 追加取得講習

5人（受付先着順とする。）

6 受講申込みの受付等

(1) 受付期間等

ア 期間

平成20年 8 月18日（月）から同月29日（金）まで（県の休日を除く。）

イ 時間帯

午前 8 時30分から午後 5 時まで

(2) 受付場所

ア 県内に居住する者

住所地又は警備業に係る営業所に属する場合におけるその者が属する県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 県外に居住する者

最寄りの鹿児島県内の警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

(3) 提出書類

ア 共通

警備員指導教育責任者講習受講申込書（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真 1 枚をはり付けたもの。以下「受講申込書」という。） 1 通

イ 新規取得講習

(ア) 4(1)アに該当する者

a 3号の警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。） 1 通

b 履歴書 1 通

(イ) 4(1)イに該当する者

3号の警備業務に係る 1 級検定合格証明書の写し 1 通

(ウ) 4(1)ウに該当する者

a 3号の警備業務に係る 2 級検定合格証明書の写し 1 通

b 警備業務従事証明書 1 通

(エ) 4(1)エに該当する者

3号の警備業務に係る旧 1 級検定合格証の写し 1 通

(オ) 4(1)オに該当する者

a 3号の警備業務に係る旧 2 級検定合格証の写し 1 通

b 警備業務従事証明書 1 通

ウ 追加取得講習

(ア) 4(2)アに該当する者

a 警備業務従事証明書 1 通

b 履歴書 1 通

c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通

(イ) 4(2)イに該当する者

a 3号の警備業務に係る 1 級検定合格証明書の写し 1 通

b 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通

(ウ) 4(2)ウに該当する者

a 3号の警備業務に係る 2 級検定合格証明書の写し 1 通

b 警備業務従事証明書 1 通

c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通

(エ) 4(2)エに該当する者

a 3号の警備業務に係る旧 1 級検定合格証の写し 1 通

b 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通

(オ) 4(2)オに該当する者

a 3号の警備業務に係る旧 2 級検定合格証の写し 1 通

b 警備業務従事証明書 1 通

c 3号以外の警備業務の区分に係る資格者証又は修了証明書の写し 1 通

(4) 申込方法

受講者本人による申込み（受講者本人以外による申込み及び郵送等による申込みは認めない。）

(5) 講習手数料

講習手数料は、講習の種別ごとに定められた金額の鹿児島県収入証紙を当該受講申込書にはり付けて提出すること。

なお、受講申込書を受理した後は、講習手数料は返還しない。

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

7 その他

(1) 本講習は、社団法人鹿児島県警備業協会に委託して実施する。

(2) 講習においては、修了考査を実施し、当該修了考査に合格した者に対して、3号の警備業務に係る修了証明書を交付する。

(3) 受講に当たっては、筆記用具を持参すること。

8 問い合わせ先

本講習に関する問い合わせは、鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話099－206－0110内線3014・3018）又は社団法人鹿児島県警備業協会（電話099－224－4490）に行うこと。

正 誤

平成20年 3 月28日付け鹿児島県公報第2380号の2中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
7	上から7行目	農林水産省	農林省

平成20年 3 月28日付け鹿児島県公報第2380号の11中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
5	下から1行目	附則	別表第8